

「保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱」の一部改正について」の一部改正等に係る新旧対照表

(平成 27 年 1 月 6 日医政発 0106 第 2 号厚生労働省医政局長通知)

別 添

(下線部は改正等部分)

改正後	改正前
<p>(別添一)</p> <p>保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 単位等</p> <p>(1) 講習会においては、講義 1 単位 15 時間、演習を 1 単位 30 時間、実習 1 単位 45 時間を基本とし、原則として 10 単位 (180 時間) 以上とすること。</p> <p>(2) 受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙一の実習指導者養成講習会科目及び目標の内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、当該講習会における履修に代えることができること。<u>ただし、看護教員に関する講習会の実施要領及び保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱に基づいた講習会において取得した単位については、上限を設けず認めることとして差し支えない。</u>なお、大学等においては、規定の時間数を満たしていれば、単位数についてはこの限りではない。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 都道府県に準ずるものとして厚生労働省が認める者が講習会を実施する場合の手続等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(別添一)</p> <p>保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 単位等</p> <p>(1) 講習会においては、講義 1 単位 15 時間、演習を 1 単位 30 時間、実習 1 単位 45 時間を基本とし、原則として 10 単位 (180 時間) 以上とすること。</p> <p>(2) 受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙一の実習指導者養成講習会講習科目の内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、当該講習会における履修に代えることができること。なお、大学等においては、規定の時間数を満たしていれば、単位数についてはこの限りではない。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 都道府県に準ずるものとして厚生労働省が認める者が講習会を実施する場合の手続等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 講習会の終了後は、1 か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。</u></p> <p>ア 修了者数</p>

10 運営等

- (1) 講習会は、年度を超えた開催も差し支えないこと。なお、受講開始後3年以内に限り単位を通算して差し支えないこと。
- (2) 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができること。
- (3) 科目の評価については、受講者の出席状況に加え、別紙一を参考に各科目の評価を行い、必要単位数を取得した者に対し、修了を認めること。また、専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めること。
- (4) 講義及び演習（実習は除く。）においては情報通信技術を活用した同時双方向型による開催としても差し支えないこと。
- (5) 講習会修了者には、修了証を交付すること。
- (6) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、主催者が適切に保管すること。
- (7) 講習会の終了後は、一月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。
- ア 修了者数
イ 修了者の所属先、職位、実務年数及び学歴
ウ 実施状況の概要及びその評価（受講者からの評価を含む。）
エ その他実施状況の把握に当たり参考となる事項

(別紙一) (略)

イ 修了者の所属先、職位、実務年数及び学歴

ウ 実施状況の概要及びその評価（受講者からの評価を含む。）

エ その他実施状況の把握に当たり参考となる事項

10 運営等

- (1) 講習会は、年度を超えた開催も差し支えないこと。なお、同一受講者に対しては、受講開始後3年以内に限り単位を通算して差し支えないこと。
- (2) 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができること。
- (3) 科目の評価については、受講者の出席状況に加え、別紙一を参考に各科目の評価を行い、必要単位数を取得した者に対し、修了を認めることが望ましいこと。また、専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましいこと。

(新設)

(4) 講習会修了者には、修了証（別紙三）を交付すること。

(5) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、主催者が適切に保管すること。

(新設)

(別紙一) (略)

(別紙二) (略)

(削除)

(別紙二) (略)

(別紙三)

番 号

修 了 証

氏 名

生年月日

年度厚生労働省認定の実習指導者講習会において、所定の課程
を修了したことを証する。

年 月 日

主催者名

サイズ : 210mm×300mm

(別添二)

特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱

1～7 (略)

8 都道府県に準ずるものとして厚生労働省が認める者が講習会を実施する場合の手続等

(1)～(2) (略)

(削除)

9 運営等

(1)～(2) (略)

(3) 科目の評価については、受講者の出席状況に加え、別紙一を参考に各科目の評価を行い、必要時間数を満たした者に対し、修了を認めること。専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めること。

(4) 講義及び演習(実習は除く。)においては情報通信技術を活用した同時双方向型による開催としても差し支えないこと。

(5) 講習会修了者には、修了証を交付すること。

(6) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、主催者が適切に保管すること。

(7) 講習会の終了後は、一月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア 修了者数

イ 修了者の所属先、職位、実務年数及び学歴

(別添二)

特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱

1～7 (略)

8 都道府県に準ずるものとして厚生労働省が認める者が講習会を実施する場合の手続等

(1)～(2) (略)

(3) 講習会の終了後は、1か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア 修了者数

イ 修了者の所属先、職位、実務年数及び学歴

ウ 実施状況の概要及びその評価(受講者からの評価を含む。)

エ その他実施状況の把握に当たり参考となる事項

9 運営等

(1)～(2) (略)

(3) 科目の評価については、受講者の出席状況に加え、別紙一を参考に各科目の評価を行い、必要時間数を満たした者に対し、修了を認めることが望ましいこと。専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましいこと。

(新設)

(4) 講習会修了者には、修了証(別紙三)を交付すること。

(5) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、主催者が適切に保管すること。

(新設)

ウ 実施状況の概要及びその評価（受講者からの評価を含む。）

エ その他実施状況の把握に当たり参考となる事項

(別紙一) (略)

(別紙二) (略)

(削除)

(別紙一) (略)

(別紙二) (略)

(別紙三)

番 号

修 了 証

氏 名

生年月日

年度厚生労働省認定の実習指導者講習会（特定分野）において、
所定の課程を修了したことを証する。

年 月 日

主催者名

サイズ：210mm×300mm